

## 「農の雇用事業」参加者募集中！

全国農業会議所では、農業法人等が新たに就業希望者を雇用して実施する研修に対して助成を行う「農の雇用事業」の参加者を募集します。事業の対象となる研修生は、平成26年3月1日～26年10月14日の間に正社員として採用され、「正社員としての採用時に原則45歳未満の方」(雇用就農者育成タイプ)です。

また、あわせて農業法人等が新たな農業法人の設立による独立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成を行う「法人独立支援タイプ」も募集します。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、平成26年9月1日～平成26年10月14日(必着)までに各都道府県の農業会議に必要な申請書類を提出してください。

応募の際は以下の要領の具体的な内容にご注意ください。

### □助成内容

研修生1人当たり年間最大120万円を最長2年間

- 内訳
- ① 新規就業者に対する研修費(月額上限97,000円)  
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円)
  - ② 指導者の技能向上のための研修費(年間上限36,000円)  
(法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大2万4千円)

### ◇募集・研修等の期間

募集期間	研修助成期間	研修生の採用日
平成26年9月1日 ～26年10月14日	平成26年12月 ～27年11月	平成26年3月1日 ～26年10月14日

(注) 今回の募集では1年目の研修を助成します。2年目(法人独立支援タイプ最長4年まで)は、別途予算を措置して助成する予定です。

(注) 厚生労働省が実施する「トライアル雇用制度」を活用して雇用している場合及び、全国農業会議所が実施している「農業インターンシップ」を活用して農業就業体験活動を実施している場合で、研修開始日(平成26年12月1日)までに正社員(期間の定めのない雇用契約)として雇用する予定であれば、応募時点で正社員になっていなくとも申請することが可能です。

(注) 「法人独立支援タイプ」の場合は、正社員でなくても申請することができます。

### ◇事業参加に当たっての主な要件(詳しい要件はHPか農業会議まで)

- ① 雇用保険、労災保険に加入すること
- ② 税務署に、給与支払い事務所等の開設届けを提出すること
- ③ 本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと
- ④ 新規就業者(研修生)が農業法人等の代表の3親等以内でないこと(労働者性が認められる場合を除く)
- ⑤ 1週間の所定労働時間が35時間以上であること
- ⑥ 研修生は農業経験5年以内で、雇用期間の定めのない正規の従業員として雇用契約を締結していること
- ⑦ 研修生が、過去に当該農業法人等の正規の従業員ではなかったこと
- ⑧ 研修生の年齢が、正社員(法人独立支援タイプはこの限りでない)としての採用日時時点で原則45歳未満であること

### ◆申込み・問い合わせは 都道府県農業会議へ

詳しくはインターネットで

URL <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/>

**農の雇用** で検索！

全国農業会議所・全国新規就農相談センター  
〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル  
電話03-6910-1126